

美川デイサービスセンター
令和6年4月からの利用料金一覧

1 営業時間 9:10~16:15(7時間5分)

2 指定通所介護

①利用料金 ※1割負担の場合

サービス名称	概要	単位(円)
通所 I 51(要介護1)		658
通所 I 52(要介護2)		777
通所 I 53(要介護3)		900
通所 I 54(要介護4)		1023
通所 I 55(要介護5)		1148

②加算料金

サービス名称	概要	単位(円)
個別機能訓練加算 I-ロ	サービス提供時間帯を通じて、専任の機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配	76
個別機能訓練加算 II	加算(I)に加えて、個別機能訓練計画等の内容を厚生省に提出し、フィードバックを受けている	20
ADL維持等加算 I	利用者数が10名以上で評価開始月と6か月後に機能訓練指導員等がBIを測定し、要件を満たし、ADL利得が1以上の場合。	30
科学的介護推進体制加算	利用者に係るデータ(ADL、栄養、口腔・嚥下、認知症等)を厚生省に提出し、フィードバックを受けている	40
入浴介助加算 I	入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行う	40
入浴介助加算 II	機能訓練指導員等が共同して、医師等と連携の下で、利用者の身体の状態、訪問により把握した居室の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成している場合	55
口腔機能向上加算 II	口腔機能が低下している方に対して、「口腔機能向上サービス」を実施した場合	160
栄養改善加算	低栄養状態又はそのおそれのある方に対して、「栄養改善サービス」を実施した場合	200
栄養アセスメント加算	管理栄養士とその他の職種の方が共同して栄養アセスメントを実施。	50
認知症加算	人員基準を満たし、更に看護・介護職員を2人以上配置。時間帯を通して専従で専門的研修を終了した職員を1名以上配置。	60
介護職員処遇改善加算 I	厚生労働省が定める基準を満たし、介護職員の処遇・賃金改善等を実施している場合。	所定単位数の59/1000加算
介護職員等特定処遇改善加算 II		所定単位数の10/1000加算
介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の5/1000加算
中山間地域等提供加算	通常の事業の実施地域を超えてサービスを行った場合。	所定単位数の5/1000加算
送迎減算	居室と事業所間の送迎を行わない場合。	-47

3 介護予防・日常生活支援総合事業

①利用料金 ※1割負担の場合

サービス名称	概要	単位(円)
通所型サービス費1 事業対象者、要支援1、要支援2	要支援2については週1回利用	1798
通所型サービス費2 事業対象者、要支援2		3621
科学的介護推進体制加算	利用者に係るデータ(ADL、栄養、口腔・嚥下、認知症等)を厚生省に提出し、フィードバックを受けている	40
一体的サービス提供加算	基本サービスとしている運動器機能向上サービスに加えて、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを一体的に実施している場合	480
口腔機能向上加算 II	口腔機能が低下している方に対して、「口腔機能向上サービス」を実施した場合	160
栄養アセスメント加算	管理栄養士とその他の職種の方が共同して栄養アセスメントを実施。	50
栄養改善加算	低栄養状態又はそのおそれのある方に対して、「栄養改善サービス」を実施した場合	200
介護職員処遇改善加算 I	厚生労働省が定める基準を満たし、介護職員の処遇・賃金改善等を実施している場合。	所定単位数の59/1000加算
介護職員等特定処遇改善加算 II		所定単位数の10/1000加算
介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の5/1000加算
中山間地域等提供加算	通常の事業の実施地域を超えてサービスを行った場合。	所定単位数の5/1000加算
送迎減算	居室と事業所間の送迎を行わない場合。	-47

令和6年5月まで

介護職員処遇改善加算 I	所定単位数の59/1000加算
介護職員等特定処遇改善加算 II	所定単位数の10/1000加算
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の5/1000加算

一本化



令和6年6月から

介護職員処遇改善加算 II	所定単位数の90/1000加算
---------------	-----------------